

市民生活委員会での質問から

12月議会では、改正道交法の一部施行に合わせて「自転車の安全利用の推進」と、見沼区膝子地内に立地することから「東部環境センターの更新計画」について取り上げました。

自転車の安全利用の推進を！

はじめに「自転車事故の現状と利用上の問題点」を確認したところ、平成24年一年間の市内での自転車による交通事故は、2,225件で地域的には、見沼区が一番多く288あったこと、年齢別では、16～24歳の若者が459人、65歳以上の高齢者が397人と多くを占めていること、原因別では、一時停止はしたものの確認不十分が823件、相手の動きを見定めない不注視468件など安全確認をしていないことが事故につながっていること、事故を起こした人は、自分の都合で歩行者の立場や車両の立場を主張し「ルール無視の正当化」をすることが多いということ、また、高齢者では事故を起こすと死亡する割合が高いということも示されました。こうした事実を前提に、「自転車安全利用の啓発促進」を訴えました。それに対し「老人クラブや公民館、自治会などを対象にした交通安全教室の開催回数を拡充して参りたい」「毎月10日の埼玉県自転車安全利用の日に、月ごとの重点区を決めてキャンペーンを実施しているのに合わせて道路交通法の改正についても周知していきたい」との答弁がありました。次に、より効果的な取組として「駐輪場や道路への啓発表示の推進」を訴えたところ「マナー違反が多い道路については、「自転車は左側通行」等の周知看板の設置について調整を図っていきたい」「駐輪場については、効果的といえるので「自転車は車両です」「鍵をかけましょう」といった横断幕等で事故防止や犯罪防止の啓発を行いたい」と、こちらも前向きな答弁がありました。

東部環境センターの更新計画は丁寧に！

続いて、「東部環境センターの更新計画」について、「更新の背景や事業の概要、見込まれる効果」については、主に施設の老朽化対策と5か所から3か所への集約による効率化、また、最新鋭の設備による環境負荷の低減化を図るものであることが示されました。「リサイクルの推進と障害者雇用確保」を訴えたことについては、「障害者雇用については、既存施設の維持管理運営形態も参考に検討したい」と示されました。

「地域環境や住民への配慮と今後の計画」を質したところ「建設中の影響、稼働による影響、搬入車両・工事車両の影響など環境影響調査を確実に進め、近隣住民の方々には丁寧な説明を行い、ご理解を得られるよう努力したい」との姿勢が示されました。こういった答弁が言葉だけに終わらないように事業計画の推移を注視して参りたいと考えています。

改正道路交通法が25年12月に施行

自転車での右側路側帯の通行禁止

…3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

ブレーキ不良自転車への指導強化、

…拒否妨害行為には5万円以下の罰金

